

令和2年度

第1回観音寺市農業委員会定例会

議事録

令和2年4月20日開会

観音寺市農業委員会

観音寺市農業委員会定例会議事録

1 開催日時 令和2年4月20日(月) 午後1時30分～午後3時

2 開催場所 観音寺市役所2階 会議室

3 出席委員 19人

1番 森川 光典 (会長)
2番 合田 政光
3番 小西 修
4番 萩田 昇吾
5番 黒田 直文
6番 富田 敏弘
7番 石井 崇雄
8番 豊田 敏計
9番 斎藤 照久
10番 中村 能身
11番 石川 素康
12番 山下 大輔
13番 岡下 定幹
14番 小出 章寛
15番 合田 亘
16番 山内 春雄
17番 川下 肇
18番 合田 朝子
19番 今井 康博 (副会長)

4 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について<農業委員会許可>

議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について<香川県知事許可>

議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について<香川県知事許可>

議案第4号 農用地利用集積計画(案)について

議案第5号 農地中間管理事業農用地利用配分計画(案)について

5 農業委員会事務局等出席者

事務局長	合田 尊男
事務局次長(農政管理係長)	藤村 佳広
事務局主任(農地係長)	石井 盟人
事務局主事	藤川 博史
公益財団法人香川県農地機構 農地集積専門員	大喜多 幸治

6 会議の概要

(午後 1 時 30 分 開会)

事務局長 ただ今から令和 2 年度観音寺市農業委員会第 1 回定例会を開会いたします。

本定例会は、農業委員会等に関する法律第 27 条第 3 項の規程に基づき、現に在任する委員 19 人の過半である 19 人が出席されておりますので、成立していることをご報告いたします。

それでは、森川会長、議事進行をよろしくお願ひいたします。

議長（会長） ただ今から、議案審議に入りたいと思いますが、その前に、観音寺市農業委員会総会会議規則第 20 条第 2 項に基づき議事録署名委員を 2 名指名させていただきます。署名委員さんは、3 番石井崇雄委員、並びに 16 番山内春雄委員のご両名にお願いします。

それでは、これより議事に入ります。議案第 1 号農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請について議題といたします。それでは事務局に説明を求めます。

農地係長 失礼いたします。それでは議案第 1 号について説明させていただきますので、議案書の 2 ページをご覧ください。

議案第 1 号農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請について

別紙記載の農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請については、農地法第 3 条第 2 項の各号に該当しないので、許可する。

令和 2 年 4 月 20 日農業委員会会長からの提出です。

申請件数は 6 件で、田 10 筆 7,735 m²、畑 1 筆 1,676 m²、合計 11 筆 9,411 m² です。

議案書 3 ページをご覧ください。

1 番の申請は、労働力不足により農地の管理に苦慮していた譲渡人との間で話がまとまったもので、譲受人は自己耕作農地の近接農地を取得し、経営規模の拡大を図るものであります。

2 番の申請は、譲渡人が高齢となり、将来のことを考え、後継者へ生前贈与するものですが、農業経営自体は変更がないものです。

3 番の申請は、労働力不足により農地の管理に苦慮していた譲渡人との間で話がまとまったもので、譲受人の農業用倉庫に隣接する農地を取得し、経営規模の拡大を図るものであります。

4 番の申請は、農業を廃業する譲渡人との間で話がまとまったもので、認定農業者の譲受人は規模の拡大を図るものであります。

5 番の申請は、高齢化により経営縮小する譲渡人との間で話がまとまったもので、譲受人は自己耕作農地の隣接農地を取得することにより、一体的な耕作が可能になります。

6 番の申請は、県外在住により農地の管理に苦慮していた譲渡人との間で話がまとまったもので、認定農業者の譲受人は近接農地を取得することにより、規模の拡大を図るものであります。

以上 6 件の申請につきましては、全部効率利用（利用・耕作）要件、農作業常時従事要件、下限面積要件、地域との調和要件などの審査基準をすべて満たしていることから、農地法第 3 条第 2 項の各号の不許可事項には該当しないものと考えます。

議案第 1 号については以上であります。ご審議よろしくお願ひいたします。

議長（会長） 事務局の説明が終わりましたので、担当地区の委員さんより補足説明をお願いしたいと思います。1 番について、私から補足説明を行います。

議長（会長） 別に問題ありません。

議長（会長） 続きまして2番について石井崇雄委員、補足説明をお願いします。

石井委員 別に問題ありません。

議長（会長） 続きまして3番についてですが、豊田敏計委員、補足説明をお願いします。

豊田委員 別に問題ありません。

議長（会長） 続きまして4番、5番について、山下大輔委員、補足説明をお願いします。

山下委員 別に問題ありません。

議長（会長） 続きまして6番について、中村能身委員、補足説明をお願いします。

中村委員 別に問題ありません。

議長（会長） 地区委員さんより補足説明がありましたが、全体で何かご意見ありませんか。

全委員 異議なし。

議長（会長） 全員異議がないようですので、議案第1号農地法第3条第1項の規定による許可申請については許可することに決定いたします。次に、議案第2号農地法第4条第1項の規定による許可申請について議題といたします。それでは、事務局より説明をお願いいたします。

農地係長 失礼いたします。それでは、議案第2号について説明させていただきますので、議案書の5ページをご覧ください。

議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について、別紙記載の農地法第4条第1項の規定による許可申請については、同法第4条第3項の規定に基づき、許可の意見書を付して知事に進達する。

令和2年4月20日農業委員会会長からの提出です。

申請件数は3件です。

議案書6ページ及び位置図をご覧ください。

1番の申請場所は、観音寺市三本松町三丁目甲2155番49で観音寺競輪場の南東約200mに位置し、併せ地が市道三本松6号線に接した都市計画法の用途地域内準工業地域として定められた第3種農地であり、転用面積は登記地目が畠、現況地目が宅地386m²、併せ地301m²、合計687m²です。

転用目的及び利用計画は、貸倉庫平屋建て1棟172.02m²です。

転用に及んだ理由ですが、昭和55年に申請者の父が農業用倉庫として建築し、使用しておりました。父から申請者が相続し、倉庫を賃貸借しようと考え、調べたところ、登記が畠となっていたため、始末書を付しての追認申請であります。

2番の申請場所は、観音寺市室本町字窪里216番で高室小学校の北西約850mに位置し、主要地方道丸亀詫間豊浜線から北東に約60m入った、都市計画区域外の第2種農地で、転用面積は登記地目が畠、現況地目が雑種地353m²です。

転用目的及び利用計画は、貸駐車場5台分です。

転用に及んだ理由ですが、近隣住民から要望があり、平成20年頃から貸駐車場として利用していたのですが、今回登記が農地のままになっていることが分かり、始末書を付しての追認申請であります。

3番の申請場所は、観音寺市豊浜町和田字吉本乙1082番1外1筆で豊浜南部集会場の南西約650mに位置し、市道横断道東1号線に接した都市計画区域外の第2種農地で、転用面積は登記地目が田、現況地目が雑種地315m²です。

転用目的及び利用計画は、農業用倉庫平屋建て1棟113.85m²です。

転用に及んだ理由ですが、当初は200m²未満の農業用倉庫のため転用が必要ありませんでしたが、周辺に農業用資材を置くようになり、徐々に雑種地化してしまいました。このたび、始末書を付しての追認申請であります。

議案第2号については以上であります。ご審議よろしくお願いいたします。

議長（会長） 事務局の説明が終わりましたので、担当地区の委員より補足説明をお願いしたいと思います。1番については合田政光委員、補足説明をお願いします。

合田委員 特に問題ありません。

議長（会長） 続きまして2番について私から、補足説明をお願いします。

議長（会長） 特に問題ありません。

議長（会長） 続きまして3番について山内春雄委員、補足説明をお願いします。

山内委員 特に問題ございません。

議長（会長） 有難うございました。地区委員さんより補足説明がありましたが、全地区の委員さんでご異議ありませんか。

全委員 異議なし

議長（会長） 全員異議がないようですので、議案第2号農地法第4条第1項の規定による許可申請については、意見書を付して知事に進達します。引き続きまして、議案第3号農地法第5条第1項の規定による許可申請について議題とします。それでは、事務局より説明をお願いいたします。

農地係長 失礼いたします。それでは、議案第3号について説明させていただきますので、議案書の7ページをご覧ください。

議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について

別紙記載の農地法第5条第1項の規定による許可申請については、同法第4条第3項の規定に基づき、許可の意見書を付して知事に進達する。令和2年4月20日農業委員会会長からの提出です。

申請件数は6件です。議案書の8ページをご覧ください。

1番の申請者は、株式会社請川窯業 代表取締役 請川 和英（かずひで）様で、観音寺市木之郷町に主たる事務所を置き、昭和45年設立、資本金1,700万円で、瓦の製造販売業務などを営む法人です。

転用目的は、太陽光発電設備で、所有権を移転しようとするものです。

申請場所は、観音寺市昭和町二丁目甲1606番1外1筆で、JR観音寺駅の南東約500mに位置し、市道大開1号線を南東に30m入った都市計画法の用途地域として第一種中高層住居専用地域に定められた第3種農地で、転用面積は、田663m²です。

利用計画は、太陽光発電設備1基と引込柱1本0.07m²です。太陽光のパネル枚数は192枚、1枚当たりのパネル面積は約1.68m²で全体のパネル面積は323.97m²、発電出力は63.3kwです。

転用に及んだ理由ですが、申請者は、昨年から新規事業として太陽光発電事業に取り組んでおり、600m²規模の用地を探していたところ、平成18年に相続したものの、近年は高齢により管理に苦慮していた譲渡人が所有する申請地の不動産情報を得て、土地所有者と交渉したところ意向が合致したため計画に着手するものです。

2番の申請者は、現在、妻と子供1人の3人で、市外の借家で生活しております。

転用目的は、非農家の自己住宅で妻の父との間で使用貸借権を設定するものです。

申請場所は、観音寺市室本町字新地1260番1で、観音寺中学校の北600mに位置し、市道室本内浜1号線に接した都市計画区域外の第2種農地で、転用面積は、田322m²です。

利用計画ですが、住宅2階建て1棟112.60m²で土地利用率は34.96%です。

転用に及んだ理由ですが、申請者は、現在、市外の借家で妻と子供1人の3人で生活していますが、家族が増え、手狭になってきたため、将来のことも考え妻の実家に近い場所で土地を探していたところ、妻の父の土地を使用貸借することができたため、住宅を新築するものです。

3番の申請者は、有限会社観音寺急配社 代表取締役 米谷恵持（まいいたにけいじ）様で、観音寺市出作町に主たる事務所を置き、昭和49年設立、資本金300万円で、一般区域貨物運送や電気部品の製造など

を営む法人です。

転用目的及び利用計画は、大型トラック用 7 台分と従業員用 18 台分の駐車場です。

申請場所は、観音寺市出作町字川西 693 番で、香川西部養護学校から西に約 200m に位置し、市道粟井駅南線に接した都市計画法の未線引き地域の第 2 種農地で、転用面積は 971 m²、併せ地 2,910 m²、合計 3,881 m² です。

転用に及んだ理由ですが、近年の業績上昇に伴い車輛や従業員を増やしていくうちに現在の敷地では手狭になってきたため計画に着手するものです。

4 番の申請者は、株式会社日協堂医療器 代表取締役 喜井規光（きいのりみつ）様で、観音寺市柞田町に主たる事務所を置き、昭和 43 年設立、資本金 1,000 万円で、医療機械器具の販売などを営む法人です。

転用目的及び利用計画は、社用車駐車場 17 台分と来客用駐車場 7 台分と物置 3 棟を設置し、所有権を移転するものです。

申請場所は、観音寺市柞田町字上出甲 70 番 1 外 1 筆で、香川西部養護学校の南約 50m に位置し、市道上出觀音寺池出作線に接した都市計画区域外の第 2 種農地で、転用面積は、848 m²、併せ地 1612.29 m²、合計 2460.29 m² です。

転用に及んだ理由ですが、申請地の甲 70 番 3 は、平成 7 年に貸駐車場として転用許可を受けておりましたが、地目変更は行われておりませんでした。

一方の甲 70 番 1 は、転用許可を受けずに造成されていたもので、このたび、始末書を添付し併せて 5 条転用を行い、所有権を移転するものです。

5 番の申請は、香川県による一の谷川総合流域防災河川事業に伴い母親が住む住宅敷地（吉岡町字畔田 92-1 外 1 筆）を収容されることとなり、今回の申請に至りました。

申請場所は、観音寺市吉岡町字畔田 93 番 1 外 1 筆で市立一ノ谷小学校の北西約 660m に位置し、市道出作本大線から約 20m 入った都市計画法の未線引き地域の第 2 種農地で転用面積は田 208.93 m² です。

転用目的及び利用計画は、賃住宅平屋建て 1 棟 82.81 m²、で土地利用率は 39.63% です。

転用に及んだ理由は、申請人の母の住宅敷地が香川県による一の谷川総合流域防災河川事業に伴いが収容されることになったため、申請者が住む吉岡町字畔田 97 番 1 に近接した申請場所で新たな住宅を建設し、母に貸与するものです。

6 番の申請者も、香川県による一の谷川総合流域防災河川事業に伴い、吉岡町字畔田 98 番 1、99 番 1 の賃貸共同住宅の一部を収容されることとなり、今回の申請に至りました。

申請場所は、観音寺市吉岡町字畔田 94 番 2 外 2 筆で市立一ノ谷小学校の北西約 650m に位置し、市道出作本大線から約 40m 入った都市計画法の未線引き地域の第 2 種農地で転用面積は田 1007 m² です。

転用目的及び利用計画は、共同住宅 2 階建て 1 棟 282.96 m² です。

転用に及んだ理由は、申請人の所有する 2 棟の賃貸共同住宅の内の 1 棟が香川県による一の谷川総合流域防災河川事業に伴い、収容されることになり、申請者の賃貸共同住宅事業が 1 棟では成り立たないため、隣接する申請場所に新たな賃貸共同住宅 1 棟 6 室を建設するものです。

議案第 3 号については以上であります。ご審議よろしくお願ひいたします。

議長（会長） 事務局の説明が終わりましたので、担当地区の委員より補足説明をお願いしたいと思います。

議長（会長） 1 番については、合田 政光 委員 補足説明を行います。

合田委員 特に問題ありません。

議長（会長） 2 番、について 私から 補足説明を行います。

議長（会長） 特に問題ありません。

議長（会長） 3番については、小西修委員、補足説明をお願いします。
小西委員 特に問題ありません。
議長（会長） 4番について 黒田 直文 委員、補足説明をお願いします。
黒田委員 特に問題ありません。
議長（会長） 5番、6番について 萩田昇吾委員、補足説明をお願いします。
萩田委員 特に問題ありません。
議長（会長） 全員異議がないようですので、議案第3号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」は、意見書を付して知事に進達します。

次に、議案第4号「観音寺市農地利用集積計画（案）について」議題といたします。それでは、事務局に説明を求めます。

事務局次長（農政管理係長） 失礼します。議案第4号について説明させていただきますので、議案書の10ページをお開きください。議案第4号観音寺市農用地利用集積計画（案）について

別紙記載の観音寺市農業経営基盤強化促進基本構想に基づく「観音寺市農用地利用集積計画（案）」については、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により原案のとおり決定する。令和2年4月20日 農業委員会会长よりの提出です。

次の11ページをご覧ください。農用地利用集積計画総括表（利用権設定）令和2年4月30日公告（案）ですが、こちらは、通常の利用権設定による貸借について集計したものです。

それでは、今月の地区ごとの 設定面積の合計を報告させていただきます。

観音寺地区1, 674m²、高室地区1, 720m²、常磐地区7, 740m²、柞田地区5, 898m²、木之郷地区3, 071m²、豊田地区4, 414m²、一ノ谷地区1, 509m²、大野原地区38, 475m²、豊浜地区5, 680m²であり、全て田で88筆、面積78,872m²となっております。今月は36件の申出がありました。申出の中で、26ページ100-197番と28ページ100-199番の借受人である株式会社篠原畜産の経営面積が表示されておりませんが、これまでには、代表取締役の父親名義の農地で飼料米を栽培しておりましたが、このたび新たに農地を借り受けて飼料米を栽培する予定です。

次に、31ページの多田勝彦さんですが、父親は9,000m²ほどの農地を経営しており、その後継者にあたり、管理に苦慮していた農地を借り受けるものです。

ほかは、特に気になる案件はありませんので、個々の説明は省略させていただきます。

一通りお目通しいただきまして、議案書の32ページまでお進みください。

こちらの農用地利用集積計画総括表 農地中間管理権設定 令和2年4月30日公告（案）ですが農地機構を通じた申し出を集計したものです。

それでは、今月の農地機構を通じた農地の貸し出しについて、該当する地区的集積面積の合計を報告させていただきます。観音寺地区3,406m²、高室地区3,514m²、常磐地区952m²、柞田地区7,090m²、木之郷地区1,765m²、豊田地区1,733m²、栗井地区2,402m²、一ノ谷地区761m²、大野原地区19,884m²、23件、田56筆、41,507m²です。今月は、6年未満の契約が83%、10年以上の契約が17%となっています。

また、賃借と使用貸借の割合は、賃借が42%で使用貸借が58%となっています。

農地の出し手及び土地の所在地、借受者等につきましては、次の33ページから37ページに記載しております。

表の左から、貸付者の情報、権利設定する土地の情報、半分から右側に貸付先の情報と設定する権利を記載しております。またこれは、貸付者から農地機構、機構から借受者へ同日付で転貸される一括方式による貸借となります。

今月の認定農業者等が担う面積等の区分については、個人の認定農業が 27 筆・15,874 m²で 39%、農業法人で認定農業者が 23 筆・20,446 m²で 49%、認定新規就農者が 6 筆・5,187 m²で 12%となっています。

全て、新規の貸借となり、令和 2 年 5 月 1 日付で設定される貸借となります。

議案第 4 号の説明については、以上で終わります。

ご審議よろしくお願ひします。

議長（会長） 事務局の説明が終わりましたが、議案第 4 号について何かご意見はありませんか。

全委員 異議なし

議長（会長） 特にないようですので、議案第 4 号「観音寺市農用地利用集積計画（案）に対する意見は、「特になし」ということで決定させていただきます。

引き続きまして、議案第 5 号「農地中間管理事業農用地利用配分計画（案）について」議題といたします。事務局より説明をお願いします。

事務局次長（農政管理係長） 議案第 5 号について、説明させていただきますので、議案書 38 ページをご覧ください。議案第 5 号「農地中間管理事業農用地利用配分計画（案）について、別紙記載の、農地中間管理事業の推進に関する法律第 18 条による「農用地利用配分計画（案）」の作成にあたり、公益財団法人香川県農地機構 農地中間管理事業の実施に関する規程第 12 条第 3 項の規定により意見を聴取する。

令和 2 年 4 月 20 日 農業委員会 会長よりの提出です。

次の 39 ページをご覧ください。

香川県農地機構を通じた貸借については、基本的に一括方式となったことから、議案第 4 号の農用地利用集積計画（案）を審議・公告することにより耕作者へ貸し付けられます。

しかし、農地機構が借り受けている農地や、耕作者が変更となる場合については、従来の配分計画によるものとなります。

今回は、借受者変更に伴う案件 1 件で、農業法人から周辺農地を借り受けている認定農業者に変更するものです。

今後の手続きについては、機構が正式な配分計画を作成し、県知事へ提出します。その後、認可・公告総覧を経て、実際に借受予定者へ農地が貸し付けられるのは、6 月 1 日からとなります。

議案第 5 号の説明については、以上です。

ご審議よろしくお願いいたします。

議長（会長） 事務局の説明が終わりましたが、議案第 5 号について何かご意見はありませんか。

全委員 異議なし

議長（会長） 以上で全ての議案が終了しました。ご協力ありがとうございました。本日の議題以外に、何かございませんか。事務局の方から連絡事項等がありましたらお願いいたします。

事務局 [連絡事項]

議長（会長） 以上で、本日の議事は全て終了いたしました。副会長、閉会の挨拶をお願いいたします。

副会長 それでは、以上を持ちまして、令和 2 年度第 1 回農業委員会定例会を閉会いたします。ご審議お疲れ様でした。

<午後 2 時 30 分閉会>